

仕様書（入札条件書）

- 1 件名：令和7年度 佐賀県産業イノベーションセンター清掃業務委託
 - 2 委託業務内容
 - (1) 日常清掃（佐賀県産業イノベーションセンター開館日のうち週3日）
 - ① 1階部分
 - ・玄関自動ドアガラス拭き
 - ・東西通用口ドアガラス拭き
 - ・風除室、ホール廊下、階段除塵水拭き
 - ・東西通用口除塵
 - ・交流サロン・相談室掃除機掛け
 - ・トイレトペーパー・石鹸等補充
 - ・便器、洗面機具、鏡拭き
 - ② 2階部分
 - ・第1研修室、ホール廊下、階段除塵水拭き
 - ・便器、洗面機具、鏡拭き
 - ・トイレトペーパー・石鹸等補充
 - ③ 3階部分
 - ・ホール廊下、階段除塵水拭き
 - ・給湯室茶殻及び紙屑出し
 - ・便器、洗面機具、鏡拭き
 - ・トイレトペーパー・石鹸等補充
 - ・第2研修室、ホール廊下、階段除塵水拭き
 - ④ その他
 - ・非常階段除塵
 - ・佐賀県産業イノベーションセンター外回り清掃
 - (2) 定期清掃
 - ・床面ビニールタイルワックス掛け（樹脂ワックス仕上げ）（2回／年）
 - ・窓ガラス清掃（2回／年）
 - 3 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日
 - 4 履行場所 佐賀県産業イノベーションセンター内（佐賀市鍋島町八戸溝114）
 - 5 佐賀県産業イノベーションセンター休館日
佐賀県の休日に関する条例（佐賀県条例第29号）第1条第1項に同じ
 - 6 その他
 - ・委託業務の実施に当たっては、佐賀県産業イノベーションセンターの業務に支障のないように留意すること。
 - ・清掃時間は、職員の勤務時間に行うこと。ただし、定期清掃については、閉館日の8時30分から17時15分までに行うこと。
 - ・定期清掃を行う場合は、事前に総務企画課あて連絡すること。
 - ・各清掃に必要な器具、器材は受託者の負担とする。
 - ・清掃員の事故による補償は、すべて受託者負担とする。
- ※裏面参照のこと

○佐賀県産業イノベーションセンター清掃委託回数内訳

区 分	内 容	面積(m ²)	回 数
日常清掃	(1階)		
	玄関自動ドアガラス拭き	30	1回/週
	風除室	15	1回/週
	交流サロン掃除機掛け	57	1回/週
	相談室掃除機掛け	27	1回/週
	東西通用口ドアガラス拭き	15	1回/週
	東西通用口除塵	67	2回/週
	(2階)		
	第1研修室	93	1回/週
	(3階)		
	第2研修室	43	1回/週
	(その他)	274	2回/週
	1・2・3階ホール廊下	76	3回/週
	2・3階湯沸室、階段除塵水拭き		3回/週
	1・2・3階便器、洗面器具、鏡拭き		3回/週
	トイレトーパー・石鹸等補充	77	2回/週
3階給湯室茶殻及び紙屑出し	143	1回/週	
非常用階段除塵			
外回り清掃			
定期清掃	床面ビニールタイルワックス掛け (樹脂ワックス仕上げ)	991	2回/年
	窓ガラス清掃	庁舎外窓	2回/年